

いわき市食品衛生管理システム 再構築業務委託仕様書

令和8年度

いわき市保健所生活衛生課

目 次

1	趣旨	P 1
2	事業概要	P 1
3	委託内容	P 1
4	システム構築要件	P 2
5	機能要件	P 5
6	データ移行	P 5
7	会議・説明会等	P 6
8	着手・完了	P 7
9	成果品	P 7
10	資料の貸与	P 7
11	機密の保護・セキュリティ	P 8
12	その他	P 8

1 趣旨

本仕様書は、いわき市（以下「発注者」という。）が発注する「いわき市食品衛生管理システム再構築業務委託」（以下「本業務委託」という。）について必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 業務名

いわき市食品衛生管理システム再構築業務委託

(2) 目的

本市が運用する食品衛生管理システムは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可及び届出施設の台帳情報の管理をはじめとした事務の適正かつ効率的な運用を図るためのシステムである。現行システムは平成29年度から運用しており、運用開始後9年を経過していることから、本業務委託により機能面の見直しを行い、さらなる事務効率化を図り、もって適切な食品衛生関係事務の運用を図ることを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 委託内容

(1) 再構築概要

現行の食品衛生管理システム機能項目の見直し等を図りながら、データを引継ぎ、いわき市が要求するセキュリティ対策のもとシステム再構築を行う。再構築するシステムは、LGWAN回線を経由したWEBアプリケーション（クラウド）方式を採用して、職員PCでのシステム作業を可能とするとともに、タブレット使用によるシステムへの連携機能を導入することで、効率化を図ったシステムを構築する。

(2) 委託概要

ア 事業者は、本市システムの再構築及びデータ移行等（現状分析、基本設計、詳細設計、プログラム作成、単体テスト、結合テスト、総合テスト、運用テスト、データ移行、システム導入、教育訓練等）に必要な全ての工程及び作業並びに機器の調達、設置及び設定を行うものとする。

※ 現状分析を行う際には業務担当者に十分にヒアリングを行うこと。

※ テストについては運用開始前に十分な時間を取って作業すること。

イ 事業者は、本仕様書に記載される再構築工程における書類（計画書、設計書等）、成果を示す書類（報告書等）を作成することとする。

4 システム構築要件

(1) 基本要件

本システムの再構築にあたっては、業務担当者と密に連絡を取り合って実施するものとし、本市の運用を最大限本システムに反映することとする。

(2) 安全対策

セキュリティ構築が確保及び更新していくことで、高い安全性が確保されたシステムであること。情報資産の保護対策として、外部から不正な接続及び侵入、情報漏えい、改ざん、消去、破壊や不正アクセス等を防止するための措置等の安全対策が講じられていること。また、情報資産等のセキュリティのほか、災害等に対するセキュリティ対策を備えていること。その他、本市情報関連部門の指示に従い、セキュリティ構築を確保すること。

(3) 操作性

システムは操作しやすく、見やすく、わかりやすく、また滞りなく業務が行えることで業務効率が図れる操作性であること。

(4) 拡張性

法改正を始めとした追加要望に対して、機能追加が容易に行えるシステム構成であること。

(5) システムデータ基本要件

食品衛生に関する既存システムのデータ件数の目安

- ・施設台帳件数：約 40,000件（廃業・届出施設含む）
- ・監視件数：約 3,000件（※許可調査監視数を除く苦情、監視票等の監視数）
- ・収去件数：約 5,000件
- ・ふぐ台帳件数：約 400件（旧法時のみ）
- ・責任者登録件数：約 20,000件
- ・その他機能要件に必要な一切のデータ

(6) ネットワーク構築要件

- ・本システムの運用は、LGWAN-ASP方式によるクラウドサービスでの運用とする。なお、PCは職員端末を使用して操作することとする。
- ・タブレット使用についてはオフラインでの操作使用とし、庁内での使用時に接続、システムへ取り込むものとする。
- ・端末のLGWANネットワーク接続について、LGWANネットワークについては地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供する第五次LGWANに対応すること。

※ 上記システム機構が推奨する直接接続方式で、市の端末から仮想デスクトップ等を経由せず直接システムにアクセスし操作ができることを業務効率のうえで推奨するが、直接接続方式に限らず、市の端末から直接システムにアクセスし操

作できるような仕様であれば、この方式に限るものではない。

(7) クライアント端末関連

ア PC端末条件及びタブレット端末要件

項目	PC端末	タブレット端末
OS	Windows11 Pro (64bit) 以上	Windows11 Pro (64bit) 以上
CPU	Intel(R) Core(TM) Ultra 5 以上	Core i5 以上
メモリ	16GB 以上	16GB 以上
ストレージ	SSD 256GB 以上	—
その他	—	カメラ機能付き

イ 端末等使用範囲

下記内容を踏まえた上で、必要なライセンス数を本調達に見込むこと。

- ・生活衛生部門：15台（職員端末PC）
- ・検査部門：10台（職員端末PC）
- ・タブレット：3台
- ・デスクトップPC：1台
- ・その他：システム導入に合わせ、プリンター1台導入を予定している。

※ タブレット、デスクトップPC、プリンターについて

- 発注者が再構築業務受託者より令和9年度に購入調達を予定するもの。
- 操作性、将来性を考慮したものであること。なお、タブレット、PCについては、可能な限り最新のものであること。
- 調達機器は、国内メーカーまたは国内生産製品で、一般に市場に流通している完成品であること。

ウ 端末での操作速度

- ・オンライン処理にてデータ登録、画面遷移などを行った際のレスポンスは遅くとも5秒以内とする。ただし、ネットワーク接続状況や業務要件等の制約上、この制限を越えることを本市が認めた場合はこの限りではない。
- ・オンライン帳票印刷処理において画面上で要求を出してから印刷またはプレビューが開始されるまでの時間は平均6秒程度とする。

エ セキュリティ関連

本市情報関連部門の指示に従い、セキュリティ対策ソフト等の導入等を行うこと。また、本市情報関連部門から指示があった場合の必要なセキュリティのバージョンアップも行うこと。

(8) タブレット運用について

タブレットは、外勤時使用を想定しており、使用はオフラインで行い、庁内で職員端末PCに接続、システムへ同期を行うものとする。運用範囲については、以下を想定している。

ア 使用目的：現地調査時に入力することで効率化を図る。（許可調査の査定、監視票の入力、現場の撮影、その他監視指導事項の入力等）

イ 取扱データ：施設台帳情報、監視履歴等

ウ 運用管理：

- ・タブレットでデータを持ち出す際は、監視対象施設のデータに限定できること。
- ・監視対象施設で監視結果登録後、事務所にて監視結果をアップロードできること。
- ・監視記録をアップロード後、タブレットのデータは消去できること。
- ・タブレットのストレージは暗号化がされていること。

エ 同期のタイミング：調査監視前後に同期

（調査監視前：最新の情報を抽出、調査監視後：調査監視対象施設の監視履歴を更新）

(9) サーバー側関連

ア 基本要件

- ・食品衛生管理システム導入に必要なサーバー側ハードウェア・ソフトウェア関連については全て受託者で用意すること（サーバーやクラウド費用負担を含む）。
- ・上記クライアント端末条件等を考慮し、原則、遅滞なく本システムを安定的に動作させることができる十分な機能性を持つサーバー機器及びその周辺装置等とすること。また、将来性を考慮したものであること。
- ・運用するクラウドサービスの基盤にあっては、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）に登録のあるクラウドサービスリストのものの利用、または、ISMS認証（ISO/IEC 27017:2015（JIS Q 27017：2016）（クラウドサービスセキュリティ）の認証を取得していること。
- ・サービス稼働時間は、保守等による点検時間を除き、24時間365日とし、サービス稼働率は99.5%を満たすことを考慮した目標とすること。

イ セキュリティ関連

- ・不正アクセス対策、ウイルス駆除対策、監視機能、バックアップ機能、災害時の復旧等など、必要な情報セキュリティの構築を行うこと。またセキュリティは必要に応じてバージョンアップも行うこと。
- ・外部記憶媒体へ1日1回以上のデータバックアップを行うこと。
- ・「いわき市食品衛生管理システム再構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）の「様式8 機能要件一覧確認票」記載の要件等に従い、必要なセキュリティ対策を講じること。

(10) セットアップ

- ・既存のデータを移行し、食品衛生管理システムを利用可能な状態にすること。
- ・職員端末からシステムの操作が可能になるよう、ネットワークを構築設定するこ

と。

- ・タブレットを使用した監視立入に係る入力ができ、システムへ反映できること。

(11) その他

- ・情報セキュリティについて、各種法令順守はもとより、下記「11 機密の保護・セキュリティ」の記載事項を確認し遵守すること。また、クラウドサービス利用にあたってのいわき市情報セキュリティポリシー関連として、実施要領の「様式9 クラウドサービス利用チェックリスト」の要件を満たすことを確認すること。
- ・今後、IT機器及びクラウドサービスの地方自治体の調達に関して、新たな法令等が定まった場合（法令等の改正を含む。）には、別途対応を求める場合がある。
- ・IT機器については、「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト（経済産業省）」等を参考に想定される脅威に対する適切なセキュリティ機能を有すること。
- ・第三者評価（コモンクライテリア（CC）等）を取得している場合は、その内容を明示すること。

5 機能要件

以下の表の業務から構築されるシステムであること。なお、下表の各システムの機能については主な項目を抜粋したものであり、本市が要求する機能要件の詳細は本仕様書の内容の他、実施要領の「様式8 機能要件一覧確認票」に記載する必須事項を満たすものを提供すること。

システム名	業務名	主な機能
食品衛生管理システム	営業許可・届出台帳管理業務	食品衛生法及び条例等に基づく許可届出等に関する登録管理 業種に紐づく登録情報、業種に応じた情報等の管理 許可更新業務 国システムとの連携機能 施設検索 許可書発行等の出力 各種統計集計及び出力
	施設監視業務	施設監視対象施設の実施登録・出力 施設監視票等の登録・出力 施設監視結果の登録 監視延数等の各種統計表の出力
	収去検査業務	収去検体情報の登録 検査依頼・受付 検査結果の登録 検査結果の報告 収去成績書等の出力

	苦情等処理業務	施設の苦情違反の登録 各種統計表の出力・データ抽出
	食中毒処理業務	食中毒発生（疑）に伴う各種の登録 検体受付及び結果の登録 食中毒事件票の作成 食中毒個別調査票等の出力
	統計処理業務	登録施設等情報の検索、抽出 衛生行政報告例、各種統計照会に対する抽出 照会情報のデータ抽出

6 データ移行

(1) 移行対象

本市が運用している食品衛生管理システムデータについて移行すること。現行システムデータについては、データ抽出委託業者が抽出したデータ、図面等のデータ、その他本市が指示する移行対象データとする。

(2) データ抽出条件

抽出データの条件は以下のとおり。

ア データ抽出形式：CSV

イ 文字コード：Shift_JIS

(3) 抽出回数

2回

（再構築年度（令和8年度）内1回、運用年度（令和9年度）運用開始前1回）

(4) 移行スケジュール

移行スケジュールは本システムの稼働に支障が出ない範囲において、本市の負担が少なくなるように実施することとする。

(5) 移行データチェック

データ移行にあたっては、本市がチェックできるよう事前に移行するデータを整備し、本市の確認を得たうえで、データ移行を実施することとする。

7 会議・説明会等

(1) 会議について

開催する会議は次のとおりとし、原則、対面での開催とする。また、発注者が追加で必要とする場合は、別途開催するものとする。

- ①キックオフ会議、②要件定義確定会議、③仕様確定会議、④進捗報告会議（2回）、
⑤業務調整会議、⑥テスト結果報告会議、⑦稼働判定会議

なお、発注者が認める場合については、オンラインでの開催も可とする。

(2) 説明会について

生活衛生及び検査業務に携わる職員に向けて説明会を1回実施するものとし、システム操作方法、留意事項等を説明すること。なお、研修で必要となる機材は、原則、受託者が用意するものとする。

(3) 会議録の作成報告について

受託者は、上記(1)の会議を行った場合には、速やかに会議議事録を作成し、発注者の検収を受けること。

8 着手・完了

- (1) 本業務の着手は、契約締結した日からとする。
- (2) 委託業務のすべてが終了したときは、完了届（実施要領 様式16）と併せて、業務完了報告書（任意様式）等の必要な書類を発注者が指定する日までに提出すること。

9 成果品

本システムの構築及び運用保守において想定している成果物は以下のとおり。
なお、成果品については、原則、電子データ（ワード、エクセル等）またはPDF形式とするが、報告書等の押印を要するものについては、印刷製本したものを提出するものとする。

- | | |
|--|----|
| (1) 再構築業務計画書 | 2部 |
| (2) 業務報告書 | 2部 |
| (3) 要件定義書 | 2部 |
| (4) 食品衛生管理システム設計書 | 2部 |
| (5) クラウド上に構築した本システム
(稼働アプリケーション、データベース及び各種設定を含む。) | 1式 |
| (6) 当該システムの管理・運用に必要なアカウント
及び権限の付与（移管）に関する資料 | 1式 |
| (7) タブレット運用システム | 3台 |
| (8) 運用・保守計画書 | 2部 |
| (9) 各種マニュアル | 1式 |
| (10) 会議議事録 | 2部 |

※ その他当該仕様書に定めない成果物については、別途協議のうえ提出。

10 資料の貸与

発注者は、業務の遂行上必要な資料で、発注者が所有しているものについてはこれを貸与する。

発注者が貸与するデータ等の取扱いについては、汚損及び破損のないように慎重に

取扱うとともに、本業務以外での使用を禁止するものとし、本業務完了前であっても業務に必要なくなった際には、速やかに返却しなければならない。

11 機密の保護・セキュリティ

- (1) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (2) 受託者は、本業務の成果品（業務の過程で得られた記録等も含む。）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (3) 受託者は、本業務の履行のために本市が提供した資料・データ等について、本業務以外の目的で使用してはならない。
- (4) 受託者は、本業務の履行のために取り扱う情報及び情報資産について、いわき市情報セキュリティポリシーに基づいて扱うこととする。
- (5) 受託者は、個人情報等の取扱いについて、個人情報等の保護の重要性を十分に認識し、業務に関わらず個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

12 その他

この仕様書に定めのない事項、及びこの仕様書に定める業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、市と受託者双方協議のうえ、別途決定するものとする。